(例1)

宇都宮市の許可品目を栃木県はすべて含んでいるため、〈ケース2〉に該当します。

栃木県許可	宇都宮市許可
木くず	木くず
	×
以上2種類	以上1種類

(例2)

宇都宮市の許可品目を栃木県はすべて含み、石綿含有産業廃棄物についても栃木県は含むため、〈ケース2〉に該当します。

栃木県許可	宇都宮市許可
木くず	木くず
廃プラスチック類	廃プラスチック類
(石綿含有産業廃棄物を <u>含む</u> 。)	(石綿含有産業廃棄物を <u>除く</u> 。)
以上2種類	以上2種類

(例3)

宇都宮市の許可品目を栃木県はすべて含み、含有する特定有害産業廃棄物の種類について も宇都宮市の種類を栃木県はすべて含むため、〈ケース2〉に該当します。

栃木県許可	宇都宮市許可
【汚泥】	【汚泥】
特定有害産業廃棄物	特定有害産業廃棄物
(水銀又はその化合物)	水銀又はその化合物 へ
鉛又はその化合物	×
し 有機燐化合物 しょうしん しゅうしゅう しゅうしゅう	し 有機燐化合物 プログロ
以上を含むことのみにより	以上を含むことのみにより
有害なものに限る。	有害なものに限る。
以上1種類(特定有害3種類)	以上1種類(特定有害2種類)

(例4)

宇都宮市のみで取得している許可品目があるため、〈ケース4〉に該当します。

栃木県許可	宇都宮市許可
木くず	木くず
×	金属くず
以上1種類	以上2種類

(例5)

栃木県と宇都宮市の許可品目数は同じですが、宇都宮市のみで取得している許可品目があるため、〈ケース4〉に該当します。

栃木県許可	宇都宮市許可
木くず	木くず
金属くず	×
×	紙くず
以上2種類	以上2種類

○上記の例では、紙くずは宇都宮市のみで取得している許可品目ため、宇都宮市の許可が 有効となります。このため、宇都宮市の許可品目にない金属くずについては宇都宮市内 での収集運搬はできません。

(例6)

栃木県と宇都宮市の許可品目数は同じですが、宇都宮市でのみ石綿含有産業廃棄物を含む ため、〈ケース4〉に該当します。

栃木県許可	宇都宮市許可
木くず	木くず
廃プラスチック類	廃プラスチック類
(石綿含有産業廃棄物を <u>除く</u> 。)	(石綿含有産業廃棄物を <u>含む</u> 。)
以上2種類	以上2種類

- ○石綿含有産業廃棄物に係る許可証上の記載については、平成18年10月1日以降の許可から適用しています。(栃木県では石綿含有産業廃棄物を含む場合のみ記載しています。)
- ○石綿産業廃棄物の含有可能性ある産業廃棄物は以下のとおり。 廃プラスチック類,ガラスくず,コンクリートくず及び陶磁器くず,がれき類

(例7)

栃木県と宇都宮市の許可品目数は同じですが、宇都宮市のみで取得している特定有害産業 廃棄物があるため、〈ケース4〉に該当します。

栃木県許可	宇都宮市許可
【汚泥】	【汚泥】
特定有害産業廃棄物	特定有害産業廃棄物
(水銀又はその化合物)	/ 水銀又はその化合物
鉛又はその化合物	×
×	し 有機燐化合物 しょうしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう しゅうしゅ しゅうしゅ しゅうしゅ しゅうしゅ しゅうしゅう しゅう
以上を含むことのみにより	以上を含むことのみにより
有害なものに限る。	有害なものに限る。
以上1種類(特定有害2種類)	以上1種類(特定有害2種類)

○上記の例では、汚泥に含有する「有機燐化合物」は宇都宮市のみで許可を受けた特定有 害産業廃棄物であるため、宇都宮市の許可が有効となります。このため、宇都宮市の特 定有害産業廃棄物にない「鉛又はその化合物」については宇都宮市内での収集運搬はでき ません。